

(第一類 第十六号)

第二回國會 財政及び金融委員會會議錄第二十号

昭和二十三年四月二十八日(水曜日)
午前十一時三十七分開議

出席委員

委員長 早稲田柳右門君
理事 塚田十一郎君 理事中崎 敏君
理事 梅林 時雄君 青木 孝義君
大上 司君 島村 一郎君
吉米地英俊君 宮崎 靖君
赤松 勇君 川合 彰武君
佐藤誠次郎君 田中織之進君
林 大作君 八百板 正君
金光 義邦君 栗田 英男君
後藤 悦治君 中曾根康弘君
長野 長廣君 井出一太郎君
内藤 友明君 藤田 榮君
本藤 恒松君 堀江 實藏君

出席國務大臣

商工大臣 水谷長三郎君
出席政府委員
大藏政務次官 荒木萬壽夫君
大藏事務官 平田敏一郎君
大藏事務官 村上 一君
事實局長官 原田 富一君
商工政務次官 正木 清君
商工事務官 松田 太郎君

委員外の出席者

商工事務官 永山 時雄君
専門調査員 圓地與四松君
専門調査員 氏家 武君

四月二十八日

金貨金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第四九号)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

小額紙幣整理法案(内閣提出)(第四

第一類第十六号

財政及び金融委員會會議錄 第二十号 昭和二十三年四月二十八日

(○号)

不正保有物資等の対価を登録國債で決済することに関する法律案(内閣提出)(第四三三号)

不正保有物資等特別措置特別会計法案(内閣提出)(第四四四号)

昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)(第四五五号)

政府が発行する福利券の当せん金の支拂等に関する法律案(内閣提出)(第四七号)

大藏省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)(第四八号)

金貨金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第四九号)

○川合委員長代理 會議を開きます。内閣提出、不正保有物資等の対価を登録國債で決済することに関する法律案以下五法案を議題とし、質疑を許します。塚田君。

○塚田委員 最初に不正保有物資等の対価を登録國債で決済することに関する法律案につきまして、商工当局に二三質疑をいたしたいと存じます。この法律の根拠になつております不正及び過剰保有物資というものは、臨時物資需給調整法に根拠を置いて過剰三月二十三日公布の過剰物資等在庫活用規則という命令及び省令によつて定められたものであるというところは承知いたし

ておるのではありませんが、ただその対価を登録國債でもつて拂う。そうしてその登録國債の交付価格は、額面百円について百円、償還期限は十年以内、利率は年二分だといふことが定められてあるのではありません。そうして昨日政府側の提案趣旨の説明を伺つておりました際に承知したのでありますが、この物資をもつておる者は、今日の経済危局に対して生産を増強しなければならぬといふ國策に、あまり協力しない者であると考えられるから、多少罰則的な意味も含めて、こういう処置をするのだという説明があつたのであります。しかし所有権——これは財産権一般であります、財産権を國が公共のために利用しなければならぬといふ場合には、これは憲法において正当な補償をした上でこれをやることのできるというように書いてあるのではありません。憲法第二十九條の第三項に「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができ

る」といふところがある。はたしてこのやうな対価でもつて不正及び過剰物資をお買上げになることが、この二十九條の正当な補償と言ふことができるかどうか。

自分にはこれは重大な疑念をもつておる。大体現在の四分五厘公債というものがどれくらい市價をもつておるかというところは、政府當局も御承知なのであります。さうして最近金利がぐんぐんと上つてくる傾向にある。それからインフレが非常に急速度になつてこれからはどういふことになるか

わかりませんが、今までの事例でいけば急速に高進してきておるのでありますから、そういうやうな見通しをも併せて考えると、こういうやうな公債をもらつてもこれは紙屑も同様であるといふことは考へる。こんなものをやつておいてそれを正当な補償であるといふやうに、もしお考へになつておられるとすれば、われわれは憲法の規定に反する法律なのだから、断然反対せざるを得ないといふやうに考へております。その点についての政府側の御意見を伺いたいと思ひます。

○永山説明員 私から代つてお答え申し上げます。だいたいまの御質疑は登録國債で支拂いたしますことが、憲法のいわゆる正当な補償でないのではないかと御質問のやうに拜聴いたしました。これはただいま御質疑の中のお言葉にもございましたやうに、この対象になりますものは、いわゆる不正保有物資とそれから過剰物資でございます。

(川合委員長代理退席、委員長着席)

この不正保有物資と申しますのは、臨時物資需給調整法その他物資の需給調整法に関する法規に違反をしているもの、あるいは特殊物件等で、成規の拂下手續に違反しておるといふそれ自体、ある程度違法性をもつておる品物でございます。また登録國債で決済をいたしました過剰物資につきましても、全部の過剰物資がこの登録國債で決済をする対象となるわけではございませんので、過剰物資については一定

数量以上もつておる過剰部分は、六十日間公示いたしまして、そうしてその予告期間内にできるだけ正規の方法で捌かしてしまふ。それでなおかつ捌けないで、しかも本人のこの捌けないことに正当な事由があるといふやうなもの、これまた登録國債の対象とはいはしません。本人がその六十日間に積極的に捌くことに努力をなかつたといふやうな、やはり本人の側において、相當國においてこうした措置をとることが至当であるといふやうな事情のものに對しまして、この特別会計に對して讓渡命令を発するわけでありま

す。従つて不正保有物資、それから過剰物資兩者を通じて、國が遊休物資を活用しようといふ現在の情勢に對しまして、ある程度協力をしない要素のあるもののみがこの対象になるわけでございます。但しむろんさればといつてこれを無償沒收するなり、あるいは對価を支拂わないでつていいかと申しますと、これはお話のごとく憲法にその補償の規定がございますので、従つて社會通念上、これに對しまして正當なと考へられる程度を逸しない限りにおきまして、適當な支拂方法を講ずるといふことは、必ずしも憲法の正當な補償という觀念に抵觸しない、か

ように考へられるのでございます。この國債の條件は法律にも書いてございまして、額面百円で百円というのとでありまして、お話のごとく條件としては一般の國債に比べて相當きつくなつておりますが、ただいま申し上げましたやうな意味合いにおきまして

彼此勘案いたしましたして、この程度の補償をもつてすることが適当でもあり、また必ずしも憲法にただちに抵触をするというようには考えない。かような意味でこの法律の條項をきめたのであります。御了承を願います。

○塚田委員 たいまいろ、御説明があつたのでありますが、納得しないのであります。なぜかと申し上げますと、一、臨時物資需給調整法そのものが、憲法の規定の範囲内に当然にあるものであり、そうして今の不正なり、過剰なりをきめた規則が、臨時物資需給調整法に基いてきめた。臨時物資需給調整法第一條第一項第四号の、經濟安定本部總裁が定める方策に基く、供給の特に不足する物資または遊休設備の譲渡、引渡または貸與、ということができることになり、その場合には損失を生じたら補償するといふことがはつきり書いてある。損失を生じたら補償さすといふことが基本法に書いてあるにもかかわらず、その法律に基いてできた規則に従わなかつたからといつて、基本法が損失補償するといつておるものを無視してかかるというところは断じてあり得ない。少くとも正當な補償がされなければならぬ。基本法を逸脱をして今度のこの法律ができておるようには考へる。もちろん今度は法律で出るのであります。それといまつて、登録國債というものが、かりに政府がこの規定に基いて発行された場合に、これがどのくらいに價值を示すかといふことを政府はお考へになつておるか、その点も承りたい。

○永山説明員 第一の御質疑につきましては、お話のごとく臨時物資需給調整法は憲法のもとにあるのでござい

して、従ひましてその法規はあくまでも憲法の範圍内において解釈され、運用されなければならぬといふことは申し上げるまでもないのでございまして、前同申し上げましたような事情で、正當なという意味の解釈にならうかと思ひます。これにつきましては對象となります物件の性質に應じまして、正當なという意味の觀念が、ある程度幅のある、弾力性のあるものと考へられるのでございまして、従つてその範圍内におきまして、社會通念上許される正當な觀念を逸脱いたさない限りにおきまして、この補償の金額がそのうちからその觀念によつてきまつてまゐるというところに解釈をされるのでございまして、この年二分という利率で、償還期限十年以内をもつてします登録國債の交付をもつてするも、ただいま申し上げたような社會通念上の正當な範圍といふものを逸脱いたさない、かように考へるものでござい

ます。第二の登録國債が市場價格をどの程度のものをもつかといふ御質疑でございまして、これは法律にもござい

ます。従つてその面から言ひまして市場性が

という具体的な判断は絶対できないのです。ところがこれは市場性がないから値段はわからないといふ。値段はわからないはずで、こんなものは紙くずも同様のものでありますからわからな

いはずで、こんなものを出して、それが社會通念上正當であるといふやうな御答弁では、われわれは絶対納得できないのであります。この点について明確なる御答弁がない限りは、われわれはこれに賛成いたしかねる、かういふように考へるのであります。本法

案については、こまかい点にまだ二、三疑義がありますけれども、この根本の点が御説明ない限り、これ以上質疑をいたしてもむだだと存じますので、

方におきまして新生の半は強制的な買却が行われておるのであります。実はこの自然休会中に私は浜松の郷里に帰つたのであります。浜松地方におきまして、私に對するたくさん陳情がまゐつております。それは要するに各

小賣店に聞いてみますと、これは專賣局の方からそういうような話があつた。もし義務づけられた責任を賣り果さぬ場合は、タバコ小賣店の登録を取消すといふような言葉があつたといふことを聞いたので、私はさつそく電話でもつて浜松の專賣局支局長に照会したのであります。販賣課長に電話で照会したのであります。その場合に、自分の

方とは別に強制的に買つてくれといふことは言つていないけれども、專賣局の方から自分の方に責任を割当てられておる。そしてその責任をどうして消化しようといふきついお達しがあるために、小賣店の協力を求めたと

政府はどういうような考へ方をもつて

いるか。なるほど、どういふような財政の現状であるので、專賣益金というものは歳入の相當な比重を占めておる。従つてせひとも專賣益金を當初の予定通りにあげることは、もちろん私も思つております。しかしながら專賣益金をあげるために、かえつて政府に對する反感が起つては逆効果があるではないかと思つてあります。従ひまして私は、そういうことに對する大藏當局の所見を伺いたい。同時にまた專賣局として各支局に對してそういう通牒が發せられておるかといふ点であります。もう一つは、これは浜松專賣局支局から浜松市に協力を求めて、

の折衝協議の結果、四十円という値段になつてまいりました。その發賣いた

しましてからの買れ行き成績は、御承知のように非常に悪かつたのであります。従つて専賣益金も予想に衰りまして非常に落ちそうになりましたので、心配いたしましたのであります。私どもは、できるだけ減らさないようにといふことを心配いたしましたのであります。しかし販賣の方法といたしまして、福引券附販賣はいたしましたけれども、強制的に賣るとか、あるいは都合で賣るとかといふことは、私どもとしては考へなかつたのであります。また通牒などもそういうことを地方の専賣局あるいは支局等に出してありません。ただこの専賣局ではどのくらい賣れるだろうといふ一應の予定、生産計画に対する販賣の予定はつくつております。それが地方におきまして責任数量と考へ、あるいは小賣人の方々に専賣局の方から相当強く言つたことのあると思ふのであります。私どもの建前、またやり方といたしましては、一應の予定は立ててやつてまいりますが、責任数量として割り当てたといふことはいたしておりません。ただ末端に至りましていろいろ誤解が起りまして、あるいははなるべく予定に近い実績をあげるために多少無理をして、お話のようなくともあつたことと思ふのであります。こういうことにつきましていろいろの方面から、いろいろのことを耳にいたすのであります。そういうときにはあるいはその都度書面を出しまして注意もいたしてまいつたのであります。しかしお話にありますが、所により場合によつてあると思ふのであります。

すが、この点に關しましては非常に恐縮に存じます。私どもは方針として専賣益金をあげる、財政収入の確保をはかるという一面また一方タバコの値段を、ある程度國民經濟力、國民の購買力にふさわしい値段にきめたいという氣持はもつておるのであります。いろいろの事情によりまして、多少は無理のいく値段にきめられる場合もあるのであります。考え方といたしましてはなるべく國民の購買力に適當な、ふさわしい値段をつくることに努力していきたいと思ふのであります。新生の問題につきまして、はなはだ御迷惑を國民の皆様方におかけしたことは、まことに申訳ないのであります。今後は十分注意いたしまして、なるべく御迷惑のからぬようにいたしてまいりたいと思つております。御了承をお願いいたします。

○川合委員 われ／＼も現下の財政状態に鑑みて、歳入の確保のために専賣益金を予定通り確保するといふことは協力したいのであります。そこで新生は当初の販賣予定量が四十二億本になつておつたが、三月十五日現在で十六億本の賣上げになつておるといふことをこの前承つたのであります。その後の賣行きはどういうものであるか。四十二億本を消化しようとするあまり、先ほど申し上げたような事態が生じておる。そこで私は他の方面におけるところの財政収入というものが、比較的に予想より好調になつておるといふことからいたしまして、新生のみの販賣にとらわれて、強制賣却というふうなことで、現在の政府に對するとこころの信頼感を失墜せしめないような処置を、至急に各専賣支局を通して地方

に流していただきたい。そうしてこの前の新生とピースの割合を賣りということに關しましては、当時新聞紙上に出したために、地方の人がその新聞を、通して各小賣店にそれ／＼みな異議を申し、その結果現在割合を賣りはやんでおるのであります。従いまして適當な方法を通して、新生は決して強制的に賣つてゐるのではないといふことを、何らかの意思表示をしていただきたいと思ひます。それと同時に、先ほど申し上げましたように、現在の新生の賣上状況に關しまして、数字について説明をお願いしたいと思います。

○厚田政府委員 新生の賣行状況は、三月末で二十六億本を賣つております。残りしましたものが十七億本であります。四十二億の予定であつたのであります。製造は三月上旬に中止いたしましたのであります。製造の実績は四十三億本であります。三月末がそういう状況であります。現在も大体これと同様であります。従つて十七億本がまだ賣れないで残つておるのであります。新生の問題につきましていろいろの御注意の点、まつたく感謝するところでありまして、御趣旨に從いまして今後十分注意してまいりたいと存じます。

○川合委員 次は昭和二十三年所得税の四月予定申告書の提出云々の法律案に關しまして、まさきにかかる特例を設けるゆゑんのものは、要するに昭和二十三年の本予算が、なか／＼編成されないといふための一部便法としてとられるわけでありまして、はたして六月以降は、本予算の編成ができればどうかといふことを最初にお伺いしたいと思ひます。

○荒木政府委員 お答えいたします。先日新聞ですでに御承知のことと存じます。議院運営委員会におきまして、所管大臣の御答弁等も御承知と思いますが、政府側といたしましては、五月の十五日ころまでは、ぜひ予算を國會に提出いたしまして、御審議をお願いしたいという予定のもとに、万般の準備をいたしておるような次第でございます。ただ残りの十五日くらいで、本予算の審査は困難であるといふふうな御意向もございしますが、できることならば今申し上げましたような十五日ころの提出を、ぜひ確保することに努めまして、國會の方の御審議にまちなして、六月から本予算の施行ができればよろしいと思ひます。かように考へておるような次第でございます。

○川合委員 一番問題となつておる所得税法の改正原案といふものは、われ／＼にいつごろ提示されるか、これをまずお聴きたいと思ひます。

○荒木政府委員 税法の改正につきましては、今しきりに検討を急いでおりまして、何日ごろといふことをまだはつきり申し上げかねますけれども、なるべく早い機会に國會の方にお示しできるようにいたしたいと思ひます。

○林(大)委員 大蔵次官にお尋ねいたします。実は住宅営團の國營住宅の拂下げに關する問題であります。これは全國で六万三千戸ございします。そうして現在までにある一定の價格を算出されまして、政府が絶対に損をしないといふ値段で賣り出しておられるのであります。詳しい数字はお調べをお願いしたいのでありますが、急造いたしましたあした住宅営團の悪い家で、しかももう二年、三年と経つておりました。雨漏りも非常に多いような家屋が多いのであります。それが相當高い値段で店子に押しつけられておるわけでありまして、この店子というものが、大体において引揚者とか、職業者とか、もしくはある一定の目的のために、つまり軍需工場の要員としてむりやりに入れさせられ、收容させられたような者はかなりでございます。それが終戦と同時に生計の途を失つた者がほとんど大部分であります。そういう者に対して相當高い價格で買えと言ふ。そうしてこれに同意しなければ追立てるといふ態度をとつておられるのであります。そこで店子の方では追立てられては、この際困るんだからというので、私、住宅営團の首腦者と話をいたしましたところ、今のところ全國で半分くらいは買受けの承諾をいたしたものであります。ところがこれらの人たちに、こうした高い値段で賣りつけることは、無理でありまして、特に縣とか、市においてつくりました住宅も、やはり今拂下げをいたしておりますが、たとえは愛知縣におきましては縣營住宅の値段は、國營住宅の値段の半分くらいの價格で賣渡しをいたしておるのであります。自然縣營住宅もしくは豊川市における市營住宅のごときは、喜んでそれを買受けるような工夫算段をしておりますが、國營住宅については價格も二倍以上であり、非常に質が悪い。なおまたはいつておる人が、今申し上げるような非常に條件の悪い人たちはかなりあります。従つて國家が住宅営團を閉鎖するにあたりましてこれを強行されるということとは、相當ゆゆしい問題に

なると思つてあります。その意味において私を通じて議院に請願もいたしましたし、それから私自身も閣議機関処理委員会並びに住宅富國の役員に話したましたが、大蔵省におかれましてはこの問題を一應御調査願ひまして、適当な御処置をお願いしたいと思つてあります。もし御意見がありましたら、この際大官の御意見も承つておきたいと思つてあります。

○荒木政府委員 お答え申し上げます。私といたしましては今のお話のこゝろにしまして、大蔵当局としてどう考へて現在おつて、それはどういふふうにするかといふことにつきましても、今までのいきさつなり、あるいは具体的な結論なりといふことにつきましても、今だににお答えいたしかねるものであります。インフレが高進しました状態の現在の物價から考へてみますと、必ずしもそれだけとしましては、高くないのではなからうかといふ見解をもつております。お示しのよう

に懸賞、市営等による價格に比べれば高いといふお説がございしますが、國營住宅といふことは、今申し上げるやうに、今日の物價から考へれば、高くないのではなからうかといふやうな見解をもつておりますので、さよう御了承をいただきます。ただいよいよは全國一律の基準で押通すといふやうなことは個々の場合にいろいろとむりを生じましようし、御指摘のやうな意味合のことも十分考へねばならないこともわかりますので、さらに調査をいたしまして、御趣旨の点を十分に徹底しますやうに努めたいと思つております。御了承をいただきますと思つてあります。

○川合委員 ただいま議題となつております大蔵省預金部特別会計云々の法律案、これは要するに赤字の補填といふことになつておるといふ説明があつたわけでありまして、赤字が生じた事由はおそらく人件費であるように思われるのであります。赤字の事由について説明を願ひたいと同時に、またこの預金部の特別会計といふものが、他の特別会計同様、独立採算制といふやうな方針がとられるかどうか。その二点について御質問申し上げます。

○村上政府委員 ただいまの御質問にお答え申し上げます。預金部の繰入は、お説の通り、實質は赤字の繰入であります。これにつきましてはすでに御承知と思つて、四月分の暫定予算につきましても、やはり同様のものは同額の赤字を生じまして、法律にさへましまして御承認を得、同時に予算上の措置を行ひまして、繰入をやつております。今回承認を仰いでおります法律案の金額の増額も、四月分とまつたと同様の理由に基く赤字の繰入でございます。ごらんいただきますと大体繰入いたします所要額も、四月分とほぼ同額になつておると思つて、そこで御質問にございまして、そも／＼いふ赤字が何で生じたかといふことに相なりましますと、これは適確に理由と金額を指摘いたしまして御答弁申し上げることが、実ははなはだ困難であるかと存じますが、抽象的に申し上げますならば、歳入の方におきましては、預金部の資金の運用利益といふものが、金利の關係その他歳入が増加するに比例しまして増加いたさない。一方歳入の方はどうかと申しますと、これは人件費、事務費といふものがほぼ物價に比例いたし

まして増加しまして、そこで歳入歳出が預金部としては現在の状況におきましては、バランスがとれないで赤字が出ておる。さういふ状況に相なつております。従つて預金部会計といたしましては、もちろん独立採算制の建前をとつてまいらねばなりません。現にこの法律におきましても、將來預金部会計は一般会計から繰入れてもらひました金額を、一般会計に返すといふやうな規定を設けておるのであります。ただ、ただいま申し上げましたやうな預金部の赤字といふ問題が早急に返せるといふ見込みが、この際立つたといふ点に相なりまして、これはいふ／＼苦心研究はいたしておりますが、必ずしもすぐ／＼いふ／＼いく、あるいは現在繰入れてもらひました分も返せるといふことに相なりまして、多少期間を要するかと、かように存する次第であります。

○川合委員 今の問題は主として收支の問題なのであります。この預金部の資産の中におきまして、たとえば外債とかさういふやうな回収不能、あるいはまた現在ほとんど金銭に評價し得ないような債権があるのではないかと申すのであります。預金部の資産の將來に対する当局の見通しはどうかといふことを、お尋ねいたしたいと思つてあります。

○村上政府委員 お答え申し上げます。預金部の資産の全貌につきましても、ただいま手もとに資料を持ちませんので、計数的に詳しい御説明ができません。はなはだ恐縮でございますが、御指摘になりました外債資産に運用しておりました結果、預金部資金として穴があくのではないかと申すやうなものは、実は相当多額に上つておるのであります。さうしましてこの關係は預金部としましては、ある時期に整理をいたしまして、処置をする段階にまいつておると思つて、この關係は目下当局におきまして研究を進めております。近々成案がまとまり次第、法律案のかつての預金部資金の赤をどういふふうに埋めていただくかといふことの、御審議を仰ぐ段階にはいると思つてあります。

○宮崎委員 昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納税の特例に關する法律の一部を改正する法律案について、簡単な質問をいたしたいと思つて、大体税法の上に予定申告の制度を採用いたしましたことは、所得の發生の時期と納税の時期とを接近せしめる趣旨であつたわけでありまして、本年三月あたりから起りました農漁村、その他の中小工業をめぐりましての納税上の紛議といふものは、第一は所得税法の欠陥である。第二点は昨年予定申告の時期を繰下げまして、さうして順次これに押されまして、しかも更正決定の大部分が三月にいつて納税者に通知せられた。かやうな所得の發生の時期と納税の時期とが、旧法とはほとんど同じやうな間隔をとつてしまつたことに起因いたしておるのであります。よつて今回提案の予定申告の時期をまた一箇月繰下げるといふことは、いかにも政府の信念に對しまして疑義をはさまいわけにはいかないものであります。もちろん所得税法の改正と、二十三年の本予算の編成の事務的御都合もあろうと存じますが、要するに國家の緊急の財政需要に臨ぜしめようといふ趣旨の税の取立て

あるならば、あくまでも國民の納税のいふ方法、しかも容易に納税のできる方法をとるべきだと思つて、昨年の追加予算の當時におきまして、自然増収四百六十億六千六百万円を繰込みました場合の所得税法等の一部改正法律案は、予算の提案に連なることと数日だつたと記憶しております。しかも審議の期間は、わずか二日か三日でこれを議了せよといふやうな当局の御注文もありまして、われ／＼委員として非常に困惑したわけでありまして、従つてかやうに一箇月延ばし、また二箇月延ばして予定申告の根本趣旨にもとるやうな、しかも納税者に対して圧迫を加へるやうな措置は、どうしても敬意を表することができないわけでありまして、このことは所得税法の改正をしていただくことを、三月二十四日の本委員において当局から言明を頂戴しておるわけでありまして、速やかに所得税法を本委員会に改正案として御提案願ひまして、十分なる審議の期間を與へていただくことがよくはないかと考へておるわけでありまして、今後また所得税法の改正及び予算の編成等において、一箇月もまた繰下げられるといふやうな事実が起つたと仮定いたしましたならば、本年の歳入は、おそらく昨年よりも一層困難になるのではなからうかと思つております。この点についてははなはだ断片的な質問であります。が、当局の信念をひとつ伺ひたいと思つて存じます。

○荒木政府委員 お答え申し上げます。ただいま御指摘に相なりまして、私どももことごとく同感でありまして、努めて御趣旨に副うやうに努力すべきだと、

あるならば、あくまでも國民の納税のいふ方法、しかも容易に納税のできる方法をとるべきだと思つて、昨年の追加予算の當時におきまして、自然増収四百六十億六千六百万円を繰込みました場合の所得税法等の一部改正法律案は、予算の提案に連なることと数日だつたと記憶しております。しかも審議の期間は、わずか二日か三日でこれを議了せよといふやうな当局の御注文もありまして、われ／＼委員として非常に困惑したわけでありまして、従つてかやうに一箇月延ばし、また二箇月延ばして予定申告の根本趣旨にもとるやうな、しかも納税者に対して圧迫を加へるやうな措置は、どうしても敬意を表することができないわけでありまして、このことは所得税法の改正をしていただくことを、三月二十四日の本委員において当局から言明を頂戴しておるわけでありまして、速やかに所得税法を本委員会に改正案として御提案願ひまして、十分なる審議の期間を與へていただくことがよくはないかと考へておるわけでありまして、今後また所得税法の改正及び予算の編成等において、一箇月もまた繰下げられるといふやうな事実が起つたと仮定いたしましたならば、本年の歳入は、おそらく昨年よりも一層困難になるのではなからうかと思つております。この点についてははなはだ断片的な質問であります。が、当局の信念をひとつ伺ひたいと思つて存じます。

あらためて感ずる次第でございます。
なお国会に法案等の提出が遅れました
りいたしますことについては、御存
じのことではございませんけれども、そ
れ／＼関係方面等の連絡、折衝等もこ
ざいまして、努めて御審議の期間を長
くし、十分なる御審議をお願いするこ
とは当然でありますけれども、つい心
ならず遅れがちになるということが
実情のようでございます。御解にはな
りませんが、あらゆる努力をせ
ねばならぬことは十分にわかってま
す。一面さような事情のあることもお
含みいただきまして、御了承を賜わり
たいと存する次第でございます。

○佐藤(副委員) ちよつと大蔵當局に
お尋ねいたしますが、御説のように現
在官吏の俸給の問題でいろいろもめて
おりますが、税務署その他電話局方面
においては、定員が非常に不足を來た
してあります。私の調べたところによ
ると税務署が三割、電話局が三割五分
というふうな定員が欠けております
が、この定員の欠けた場合は、それだ
け多く仕事をやるわけでありませう
か、何とか便法を講じて、定員の欠け
ている場合には定員の欠けていただけ
の所得を、何とか実員にわけける方法
はないか、そういう見解について政府は
どういうふうにお考えになつていま
すか、ちよつとお伺いしたいと思いま
す。

○平田政府委員 今お話の通り大都市
方面においては定員が不足いたしました
けれども、それに應じた人間の充員がで
きないというのが最近の事情でありま
す。私もそのうち一人として、それに
よつて定員の仕事が円滑にまいります

うに、いろいろな方面から努力いたし
ておりますが、結果においてはなかなか
かと思うようにはまいらないというこ
とで、お話の通り相当大都市方面にお
いて、定員通りの補充ができていないこ
とは事実でございます。もつとも地方
にまゐりますと相当補充ができており
まして、大体定員通りの充員ができて
いるのであります。大都市方面にお
いてはお話の通り補充がなかなか／＼
むずかしい状態でございます。しかしこ
れについては、あくまでも仕事の分量
がそれだけあるのだから、その分
で、今後においてもいろいろな方便を考
えて、極力定員の充実ははかりたいとい
うふうにお考えになる次第でございます。

そこでお尋ねの趣旨は、定員が補充
できなかつた場合においては、何かの
方法で待遇を考えたかどうか、どうか
御意見かと思ひますが、この
方法についても考えられないこともな
いかと思ひますが、官吏の給與につ
いては、御承知の通り法律によつて嚴
重な一つの基準がございまして、それ
に従つてやるということに相なつてお
りますので、特に定員が充たされなかつ
た場合においては、特別にそれにつ
いてだけ考慮するということは、今の給
與の制度から申しますと、なかなか／＼
むずかしいと思ひます。従ひまして私
ども今後におきます税務官廳の待遇の
問題につきましては、あらゆる角度か
ら考へまして、税務官吏の職務の性質
に應じた給與体系を確立して、それに
よつて先ほどから御指摘のように、定
員がなかなか／＼補充できないというや
うなことがないように努力をいたすとい
うことで、この問題の解決をはかりたい

と、目下今後の新しい給與の体形に
つきましても、できる限りそういうこ
とが調整できるようないき方で行くよ
うに話を進めようと思ひます。最近ま
での結果に對しまして、特別に給與の
方で考へるというところは、なかなか／＼今
の制度でございまして、むずかしいのじ
やなかろうかというふうにお考えでお
る次第であります。

○早稲田委員長 暫時休憩して、午後
一時半より再開したいと存じま
す。御異議ありませんか。

○早稲田委員長 暫時休憩いたしま
す。

午後零時三十一分休憩

午後二時二十分再開

○早稲田委員長 會議を開きます。
さきに本委員会に付託されました小
額紙幣整理法案並びに本日付託になり
ました金資金特別會計法の一部を改正
する法律案を議題といたします。まず
政府委員の説明を求めます。

小額紙幣整理法案

小額紙幣整理法

第一條 政府が発行した次の種類の小
額紙幣は、昭和二十三年八月三十一日
限りその通用を禁止する。

一、臨時通貨法(昭和十三年法律第
八十六号)により発行した五十銭
の小額紙幣で、同法第五條第三項
の規定に基づく昭和十三年勅令第三
百八十八号(臨時通貨の形式等に
関する件)、昭和十七年勅令第六百
八十八号(昭和十三年勅令第三百
八十八号に定むるものの外小額紙
幣の形式を定むるもの)及び昭和
二十一年勅令第二百一十一号(昭和

十三年勅令第三百八十八号及昭和
十七年勅令第六百八十八号に定む
るものの外小額紙幣の形式を定む
るもの)により、その形式を定め
られたもの

二、大正六年勅令第二百二号(小額
紙幣発行に関する件)及び大正九
年法律第六号(小額紙幣発行にす
る法律)により発行した五十銭、
二十銭及び十銭の小額紙幣

第二條 政府が前條に規定する小額紙
幣を引き換える期間は、明治二十三
年法律第十三号(通用を禁止したる
貨幣紙幣の引換に関する件)の規定
にかかわらず昭和二十四年八月三十
一日までとする。但し、外國その他
大蔵大臣の指定する地域から引き換
げ、昭和二十四年八月一日以後本邦
に到着した者の所持する分について
は、到着の日から一月以内とする。

第三條 第一條に規定する小額紙幣の
引換事務は、日本銀行において取り
扱う外、大蔵大臣の定めるところに
より郵便官署及び金融機關において
取り扱うものとする。

第四條 政府は、昭和二十四年八月三
十一日における第一條に規定する小
額紙幣の発行高を、同年九月一日に
おける小額紙幣発行高から除去し、
その除去した発行高に相當する金額
を即日歳入に受入れるものとする。

附則
この法律は、公布の日から、これを
施行する。

金資金特別會計法の一部を改正
する法律案

金資金特別會計法の一部を改正
する法律案

金資金特別會計法の一部を改正する
法律

金資金特別會計法(昭和十二年法律
第六十一号)の一部を次のように改正
する。

第二條を削る。

第二條ノ二第二項中「一億円を六億
円」に改め、同條を第二條とする。

第四條第一項を次のように改める。
本資金ハ本會計ニ屬スル経費ヲ支弁ス
ル爲ニ必要ナル金額ヲ除クノ外大蔵大臣
ノ定ムル所ニ依リ之ヲ金、銀、白金、
ルチニウム、ロヂウム、パラヂウム、
オスミウム、イリヂウム、イリドスミ
ン、國債、外貨又ハ大蔵省預金部ヘノ
預金ニ運用スルストヲ得

第八條を次のように改める。
專賣局及印刷局特別會計法(昭和二十
二年法律第三十六号)第八條、第九
條、第十條第一項及第二項第一号、第
十二條並ニ第十三條第一項及第二項第
一号ノ規定ハ本會計ノ予算及決算ニ付
之ヲ適用ス但シ同法第八條及第十條第
二項第一号中歳入歳出予算計算書及國
庫債務負擔行爲要求書トアルハ歳入歳
出予算計算書トス

附則第二項を削る。

附則
この法律は、公布の日から、これを
施行する。

この法律施行の際現に金資金として
保有する資産のうち、従前の第二條の
規定により受け入れた受入金にかかる
部分は、この法律施行後においても、
なお、引き続き同資金に属するものと
する。

この法律施行の際現に金資金の運用
として保有する帝國銀行開業株式會社
株式、朝鮮銀行株式會社株式、帝
國銀行開業株式會社株式、朝鮮銀行
振興株式會社株式及金資金の運用

振興株式會社株式及金資金の運用

に關する勅令(昭和十四年勅令第三百十七号)第四号の規定による大蔵大臣の指定した法人に対する貸付金については、従前の第四條及び同條の規定に基く同令第三号及び第四号の規定は、この法律施行後においても、なお、その効力を有する。

○荒木政府委員 私からただいま上程に相なりました法案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

まず小額紙幣整理法案につきまして、その提案の理由を説明いたします。

臨時通貨法により発行いたしました五十銭の小額紙幣のうち、富士山及び靖國神社を配した小額紙幣は、その國柄が適当でありませんので、本年八月三十一日限り、その通用を禁止いたしまして、速やかにこれを回収いたしたいと存じます。なお、このほか大正六年勅令第二百二号及び大正九年法律第六号により発行いたしました五十銭、二十銭及び十銭の小額紙幣の発行残高は、現在きわめて多く、その回収費もこの数年至つて少額でありますので、この際併せて整理いたしたいと存じます。

以上の小額紙幣を政府におきまして引き換える期間は、明治二十三年法律第十三号の規定によりますと、通用廃止の日から起算し滿五箇年以内となつておりますが、今回は特に整理を促進するため、これを一年間とし、昭和二十四年八月三十一日までといたしました。ただ外國その他大蔵大臣の指定する地域から引揚げ、明年八月一日以後本邦に到着した者の所持する分につきましては、到着の日から一月以内は

引換えができることといたしたいと存じます。

次にその引換え事務は、日本銀行の本支店及び代理店を取扱いますほか、大蔵大臣の定めるところによりまして、一定期間を限り、全國の郵便官署及び金融機關におきましても取扱うこととしたし、引換者の便をはかりたいと存じます。また引換期間の満了いたしました明年八月三十一日におきまして、以上の小額紙幣のうち回収不能のものがありました場合、その分については、政府が引き換え義務を免れたものでありますから、ただちに歳入に受入れることといたしたいと存じます。

何とぞ御審議の上速やかに協賛あらんことを希望いたします。

次に金資金特別会計法の一部を改正する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

今回改正しようとしたします点は、まず第一は、金資金の不足を補足するための、一般会計からの繰入金金の限度額の拡張であります。繰入金金の限度額につきましても、さきに限りあらず一億円の繰入限度額を規定したのであります。なおこの年度中五月以降にありますが、五億円の不足を生ずるの見込みでありますので、さきの一億円の限度額に、さらに五億円を増額いたしました六億円とし、金資金の運用を円滑にいたそうとするものであります。

第二は、金資金の運用範囲に關する規定の整備であります。現在運用範囲につきましても、その一部を勅令に譲つておるのでありますが、これを今回法律に吸収し、法律をもつて運用範囲を明らかにすることといたしますと

もに、今後運用の対象から除外するのを適當と認められる帝國企業開業株式會社株式等を、その範圍から除こうとするものであります。第三は、現行法第二條及び同附則第二項の規定の整理であります。これらの規定は、すでにその使命を終えて、現在不要となつた規定でありますので、これを整理いたそうとするものであります。

改正のおもなる点は以上申し上げました三点であります。この機会に金資金特別会計法の規定内容を、さきに制定せられました財政法の趣旨に適合せしめるため、所要の改正を併せ行ふこととした次第であります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上速やかに御賛成あらんことを御願ひ申し上げます。

○早稻田委員 次に昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に關する法律の一部を改正する法律案、政府が發行する福引券の当せん金の支拂等に関する法律案、大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案、以上三案を議題とし、質疑を続行いたします。

○堀田委員 大蔵省預金部の關係の法律につきまして、二、三お尋ねいたします。今度のこの法律案に載つておりますこの一億二千万円の不足は、先ほど同僚委員からも若干御質問があつたのでありますが、これは今會計年度を通じての不足であるか、それともこれは補正第一号になつておるので、五月くらいの間不足である

か、その点を伺いたい。もしそうであるとするならば、一年を通じてはどれくらいの不足になる見通しであるか。その点を御説明願ひいたします。

○村上(一)政府委員 お答え申し上げます。御質問の今同増額いたしました一億二千万円の金額は、五月份の金額でございます。先ほど申し上げましたのでございますが、四月份についても従つては同額のものを予定しております。なお年額がどれくらいになるかという御質問でございますが、これは預金部資金の運用の利子がいります時期等で多少の出はいろいろございますが、かりに歳出の方面におきましますと、大體だいたひ載つておりますこの一億二千万円の金額の年額に相當する部分に、繰入れざるを得ないということに、大ざつばなな答へでございますが、お考えになつていただきたいと思います。

○堀田委員 そういたしますと、昨年度の特別会計の收支というものは、なるほど赤字にはなつておるけれども、そんなにひどい赤字にはなつておらぬように、この頂戴しておる資料に見受けられるのであります。昨年度はわずか四千万か、四千三百万ばかりのように見受けられるのですが、本年度は一億二千三百万円が十二分の一の数字だとすると、昨年に比較してどうしてこんなに大きく食違ひを出すようになったのか。それからもう一つ、預金部資金の運用状況を拜見いたしますと、大體動かしておる資金が六百七十六億くらいもあるように見られる。これだけ膨大な資金を動かしておる特別会計

が、一年に三十億近い赤字を出すということは、普通の民間の金融機關などの例から考へて合点がいかない点であります。そのうち相當大きな額を國債でもつておられるようでありますけれども、國債だつて四分五厘の利子があるわけでありまして、本特別会計の支出の一番大きいのは、結局他會計にもつていく費用が一番大きいように思ふのですが、そういうことになるとこの預金部資金のコストも、再吟味をしてみなければならぬ点が多々あるのではないか。たとへば郵便貯金にしてもあまり小口なものをこたく／＼扱つて、郵便貯金の利子は非常に安いものであるが、金がかかりすぎているという状態になつてゐるのじやないかと思ふのであります。民間でかりに六百七十六億も自由に使える金融機關があつたとしたら、これは膨大な利益を今日あけると思ふのですが、これらの点について、はたして政府は本特別会計の將來について、どのような見通しをもつておられるのか伺いたい。

○村上(一)政府委員 お答え申し上げます。會計の赤字が前年度に比較して相當に増加した理由についてのお尋ねでございますが、そのおもな理由としては結局人件費、事務費の膨脹したことが、最も重要な原因であると存じます。御承知のように、この預金部會計自体の會計事務を扱う人件費、事務費といふものはごくわずかなものであります。しかしながら預金部會計としては郵便貯金を取扱つております郵便官署であるとか、その他この資金にいつてまいります簡保等、いわば資金を集める第一線機關の人件費、事務費をこの會計から繰入れる仕組になつて

が、一年に三十億近い赤字を出すということは、普通の民間の金融機關などの例から考へて合点がいかない点であります。そのうち相當大きな額を國債でもつておられるようでありますけれども、國債だつて四分五厘の利子があるわけでありまして、本特別会計の支出の一番大きいのは、結局他會計にもつていく費用が一番大きいように思ふのですが、そういうことになるとこの預金部資金のコストも、再吟味をしてみなければならぬ点が多々あるのではないか。たとへば郵便貯金にしてもあまり小口なものをこたく／＼扱つて、郵便貯金の利子は非常に安いものであるが、金がかかりすぎているという状態になつてゐるのじやないかと思ふのであります。民間でかりに六百七十六億も自由に使える金融機關があつたとしたら、これは膨大な利益を今日あけると思ふのですが、これらの点について、はたして政府は本特別会計の將來について、どのような見通しをもつておられるのか伺いたい。

問題について大体の目安を立てておますのはその程度であります。それらなお御参考に、過剰物資の点については先ほども申しましたように、で

るだけこれは当事者間において有効に活用するように、言いかえれば切符の現物化しないのを、できるだけ現物化したすように、切符をもつておる人と過剰物資をもつておる人との間においては、これを政府も公表いたしまして、その取引を促進にして、切符の現物化をはかりたいと考えておりますので、実際の運用といたしましては、公團等にはいつてくるものはないかと思ひますけれども、しかし物によつては公團等に買い上げる、言いかえれば政府で買い上げまして、それをあるいは公團等を通じて、再び輪流をし直すとかいうようなことによつて、再活用できるような状態におく意味で、政府で買い上げる場合もあるいは出てくるのではないかと思ひますが、そういうふうな意味で、今のところ三億程度のものではなにかと見通しをつけております。しかしいづれにいたしましても先ほどから申し上げましたように、ただいま一應の見当でありまして、なお三月三十一日現在の調査が完了してその辺がはつきりいたしましたら、その際皆様方にも御報告申し上げたい、かように考えております。

○塚田委員 ただいまいろいろ御説明を伺つたので、政府の苦衷の存するところはよく承したのであります。しかしこれはどこまでも法律的問題なのであります。経済的な意味を含めて、持つてゐるのは多少國民としてけしからんからこうしてやろうという議論は、國民道徳としてはごつともであります。法律論としては一顧も與へるほどの価値のない問題で、どこまでも法律としてこれが問題になる以上は、法律をどういふ根拠に基いて、ど

ういうぐあいにやつていくかというところも考えていかなければならぬというように考える、そこで不正物資及び過剰物資の定義というものは、これは過剰物資等在庫活用規則というものの第一條にあるものを、そのまま使つておられる。ところがその過剰物資等在庫物資活用規則というものは、これは臨時物資需給調整法に基いてお出しになつたものである。ところが臨時物資需給調整法によると、この方法に従わないうで、犯人が持つてゐるものは、全部または一部没収してもいいということには何にも根拠はないのであります。従つて過剰物資というものは、全然この臨時物資需給調整法の範圍の外に出ておる。さらに臨時物資需給調整法七條に、犯人以外の者が持つてゐて、それが情を知らないという場合には没収できないということにも、結局裏からいへばなるのであります。そういう点も過剰物資等在庫活用規則ではどういふぐあいに考えておられるのかはつきりしない。従つて私は少くともこの法律が、憲法に抵触しないものとして通されるというには、不正保有物資といふのは、臨時物資需給調整法の第七條の当然没収をされてもしかるべきもの、及び連合軍最高司令官から政府に返還される旧軍関係物資の拂下げに關して定められた、正規の手続に違反する事実の認められたもの、これだけの範圍に限るべきものだ。それ以外のものはこれは当然不正物資というわけにはいかぬ、そうして過剰物資といふものは、もちろんそれと全然性質を異にするものでありますから、これは不正物資と考えられない。過剰物資と

いうものは一應別扱いをされていくのでなければ、法的に見ても欠陥があるというように考えるのであります。従つて当然没収されていいものは法律にも根拠があるのでありますから、ただおとりになつてもいい。それを二分の公債で買つてくださるということであれば、何も反対する筋のものではありません。しかしむしろその場合にも私どもが希望したのは、没収されるという根拠のあるもの、そうして没収されるべき情狀に値するもの、事実上該當するものは没収するといふき方でいかれた方が、むしろ徹底していいのではないかと。買つてやるのだというふうなおためごかしな法律をつくるということ自体が、あまり芳しいやり方ではないと私もは考へる。それからいま一点先ほど御説明を伺つた定義の中においても、過剰物資は全部とるわけではなく、政府が必要と認めたものだけを買ふのだというお考え方があるようにうかがわれるのですが、こういうことになるとかえつて困るのであります。政府の恣意によつて、同じ状態にあるものの取扱ひが全然違つてくる。それが正当な対価で買つてもならぬならぬけれども、その対価がまた違つていくことになる。そういうふうな人によつて違つていくことになるならば、なおさらその対価といふものは正當なものでなければ理窟に合はぬことになつてしまふ。同じような状態にある人の、どの物資を買い上げるといふことは、政府が勝手におきめになることである。そうするとますますそれを持つておる人としての立場というものは、これを擁護できないというところになる。それらの点にないて政府側はどの

ようにお考えになつておるか、この点をお伺ひしたい。

○松田政府委員 お話の点につきまして、確かに不正保有物資または過剰物資等につきましては、物資調整法に基く過剰物資等活用規則に上つておる不正保有物資、過剰物資をこの際対象にいたしましたのであります。その場合に、お話のポイントはいろ／＼な見方があるが、結局それを正當の対価で國が買い上げるといふ方針が徹底していいのではないかと。特に不正保有物資と過剰物資との間においても、相当性格が違ふものであるのを、それを一律に同じ條件で、しかもここに上つておりますような、きつめて低利な條件の登錄國債で買い上げるといふことは、そういう点から申しても、國民の權利を侵害するのじやないかというところ、御結論をお考えになつておられたと存するのであります。これにつきましては、要するに今日のわが國の物資の需給關係その他の点からいたしまして、できるだけこういつたものを國內に早く活用する途を考へなければならぬということが、何と申しましても大前提であると思つております。そういうしてまたそれによつてみずからなすべきだけのことをなして、しかも足らざるところを連合軍その他関係の方々に、日本の産業再建の上に支援をしてもらつていふ点から申ししても、またことに意味のあることだと考へるのであります。そういう線がこの問題の中心を流れておる大きな点であることは御承知の通りであります。そういう意味におきましてこの不正保有物資という、いわゆる物資活用規則等にも上つておりますような物につきまして

は、結局何れにいたしましても、この入手の手続なり、それからまた現在それを所有ないし占有しておること自体が、この物資需給調整法等の法令に違反をしておる。また連合軍最高司令官からの好意によつて拂ひ下げられたやうなものについて、またそれが手続その他の点において違反してやういふ物をもつておるといふことは、やはり今日の時局において、またこの法律を守り、國民の信用を高めなければならぬときにおきまして、そういう法律違反の状態において所有ないしは占有しておる者に対して、買い上げをいたします場合には、やはりある程度一般の場合と區別をして買い上げの條件をきめるといふことは、一個々的にそういう実情というものを十分區別をし、かみわけて買い上げをするといふことは、何も憲法の「正當な補償」からいたしまして、不當であるといふことは言へないと思つております。ただその場合に、お話の過剰物資と不正保有物資との區別について御質問がございましたが、これにつきましては結局このものと／＼の精神が、過剰物資であれば一方において不足して困つておる人もあるのだ。何分にも需給關係の苦しいときだからそういうことがある。しかもその場合に特に物の現物化という点において、切符と十分マッチをさせていくためには、一方において切符は持つてゐるが物ははいらない。他方においては自分が換金していく上に、さしたる必要のないものを持つておるといふやうな場合には、それを彼此融通するといふことは、今日の國の産業を活かし、経済活動を盛んにしていく上から申しまして、まことにやむを得ぬ、ま

は、結局何れにいたしましても、この入手の手続なり、それからまた現在それを所有ないし占有しておること自体が、この物資需給調整法等の法令に違反をしておる。また連合軍最高司令官からの好意によつて拂ひ下げられたやうなものについて、またそれが手続その他の点において違反してやういふ物をもつておるといふことは、やはり今日の時局において、またこの法律を守り、國民の信用を高めなければならぬときにおきまして、そういう法律違反の状態において所有ないしは占有しておる者に対して、買い上げをいたします場合には、やはりある程度一般の場合と區別をして買い上げの條件をきめるといふことは、一個々的にそういう実情というものを十分區別をし、かみわけて買い上げをするといふことは、何も憲法の「正當な補償」からいたしまして、不當であるといふことは言へないと思つております。ただその場合に、お話の過剰物資と不正保有物資との區別について御質問がございましたが、これにつきましては結局このものと／＼の精神が、過剰物資であれば一方において不足して困つておる人もあるのだ。何分にも需給關係の苦しいときだからそういうことがある。しかもその場合に特に物の現物化という点において、切符と十分マッチをさせていくためには、一方において切符は持つてゐるが物ははいらない。他方においては自分が換金していく上に、さしたる必要のないものを持つておるといふやうな場合には、それを彼此融通するといふことは、今日の國の産業を活かし、経済活動を盛んにしていく上から申しまして、まことにやむを得ぬ、ま

必要なことである。従つてそういうことを極力やつてもらいたい。しかしながらそれもやらない。しかもただ過剰物資として依然としてそれを持つては形の上では違ひますが、やはりそういうものを持つておられるというその氣持からしますと、ここにこれを國で買上げまして、これを再び國の力によつて活用するということが考えられると同時に、そういう方々に対しては、やはり不正保有物資と同じような條件で買上げることがやむを得ぬのじやないか。もちろんそれが過剰物資を持つておる人だからといって、いきなり不正保有物資を持つておる人と同じような意味で、初めからそれを同じような條件で買上げることが、まことに悪いことではありますけれども、しかしながら今申しましたように、十分そういうチャンスを与えて、しかもなおかつ依然としてそういうものを保有しておるという方々に対してのみ、今申しましたように、國として必要に應じて、そういうた強権を發動すると申しますか、政府で買上げるといふことになりまして、そこは不正保有物資を所有しておられる方々に対してのやり方と、同じように扱つてもいいのじやないか。こういうような考えで、今申し上げましたような趣旨で、今の法律の構成をいたしておるわけでありまして、その点はその辺の事情を一つくみとつていただまして、お話の点の御了承をいただぐように願ひたいと存する次第であります。

○堀田委員 総務局長の熱心な御説明ではありますけれども、自分には依然として納得ができないのであります。なぜかと申しますと、憲法が第二十九条第三項というものを置いております。この趣旨は、一体私有権が侵害される、財産権が侵害されるというよりは、侵害される側からいけば、いつてもこれは侵害するといふ實際の場合を考へてみまうと、その侵害をする國家の立場からいけば、必要がなければ、そういうことは起らない。いつても必要があつて初めて出てくるのです。その必要が、この法案の場合においては、要するに日本の少い物資を経済再建に一番よく利用するといふ考え方が國家の必要といふ考え方のこの場合の例であります。そこで必要があるからそれを國家がおとりになるなり、それを活用の面に持ち出して、くるために買収されるという点になつてくると、このこと自体には私も少しも反対をいたしておらぬ。しかし憲法の第二十九条第三項の趣旨は、そういうような場合が生じたときに、少くとも正當な補償はしてやれといふことを言つておられます。そういうような場合が生じたときに、持つておる人の立場からいけば、なるべくなら出さしたくないと考へることは當然なのであります。その場合少くともとること自体には憲法も反対はしないが、少くとも正當な補償をしてやれ、こういうことを言つておるのでありますから、持つておること自体が、今日の日本の經濟状態としてはいけしからぬからして、この憲法の規定はある程度——無視といふほどではないかもしれませんが持つておることがいけしからぬから、安く買つてもいいのだといふことにはならぬ。持つておることが今日の都合いけしからぬから、それを譲渡命令するといふことが

初めて出てくるのであるが、その場合憲法の財産権を補償してやるといふ規定なのであるから、これはやはり少くとも對價は正當に出してやらなくてはならぬ。持つておることがいけしからぬから、多少それが市價より安くてもいいというような考え方は、ぼくはやはりこの憲法の規定を逸脱した考えではないかと思ふのであります。そこで結局これは何遍御説明を伺つても、政府側のお立場とわれ／＼の立場とは、一致するところへいかなないと存じますから、われ／＼としてはこれに対して修正意見をせひ出したと考へておるのであります。これ以上質疑を續けていつても、これ以上の政府側の御答弁が得られないとすれば、これ以上質疑を續けること自体が、考え方の根本に食ひ違ひがあると思ひますから、これはむだと存じますから、自分としては質疑はこの程度で打ちつておいてもいいのではないかと考へておるのであります。ただ修正案を出すこと自体に対して、政府側のい／＼な苦しいお立場が、おありになるかも知れませんが、これはこの席で御答弁いただくこともできないうちから、質疑はこの程度で一應保留ということにしておきます。

○堀田委員 先ほどの質問に対して御答弁をいただいたわけでありましたが、いわゆる不正保有物資なるものが今日まで存在するといふ事實は、実に重大な問題であります。これについてはいろいろデマも飛んでおりますし、あるいはそれがほんとうであるかも知れませんが、政府はこうした法案を出されるというくらい——先の御説明は見込みであつて、申告で初めてその物資が数量に現れてくるかどうか、その詳細な、いわゆる緊急の勅令といふものの内容を私は知らないわけでありまして、その内容を伺ひすることができぬわけでありまして、もしこれがほんの少ししか出てこなかつた場合、一方に不正保有物資は存在しておるといふ場合において、政府はどういふ考えをもつて、断固としていゝゆる不正保有物資を追究していかれるような措置をとられるつもりであるか、これまでのようにおざなりで進まれる考へであるかどうかといふことを、お伺ひしたいと思ひます。

○松田政府委員 あとの不正保有物資に対する措置等の問題につきましては、今度内閣にできましていゝゆる經濟監視、並びにこれは御承知のように各ブロック別にも地方に出先機關ができるのであります。この系統におきまして、不正保有物資に対する今後の取締りないしこれが沒收その他の措置は、そういう方々で十分強力に行つていくといふような意味で、特に今回そういう問題も含めて、所管いたしました官廳が内閣にもできたようなわけでありまして、その方面で力強くしていつてもらう、こういう考へをもつておるのであります。

○川合委員長代理 ほかにありませんか。

では本日はこれにて散会いたします。次会は三十日の午前十一時から開会いたします。

午後三時四十分散会。

(參照)

昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第二期の納

期の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一、議案の要旨及び目的

政府は、さきに本年に限り所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期に關し、特例を設けて、所得税法の改正案が國會で可決された後改正規定に従つて所得税の四月予定申告書を提出し、第一期の納税をするようにしたのである。目下政府は、實銀物價等經濟諸情勢の推移等に照し、租税負担を軽減するため具體案を検討中であるが、諸般の事情によりその提案の時期が予定よりも遅延することとなつたので、本年に限り、所得税の四月予定申告書は六月一日の現況によつて記載し、六月一日から同月三十日まで提出することとし、また所得税の第一期の納期も六月一日から同月三十日までとしてそれぞれ二箇月繰り延べることにするとともに、第二期の納期も八月一日から同月三十一日までとして、一箇月繰り延べる必要があるものである。なお、これに伴い所得税の七月予定申告書及び七月修正予定申告書についても八月一日から同月三十一日まで提出することとしたのである。

二、本案の可決理由

經濟情勢の推移に應じ、租税負担の公正を期する等のため、所得税法の改正案を目下検討中であるので、第一期の納期に關する特例について改正を加えるとともに、七月予定申告書及び修正予定申告書の提出並びに第二期の納期についても特例を設

ける必要がある。これが本案を可決した理由である。

右報告する。

昭和二十三年四月二十八日

財政及び
金融委員長 早稻田柳右エ門
衆議院議長 松岡駒吉殿

衆議院議長 松岡駒吉殿

政府が発行する福引券の当せん金の支拂等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

製造たばこの売上を増進し、専賣益金の確保を図るため本年四月一日から五月三十一日までの間において、製造たばこの購入者に対して発行する福引券に関する当せん金の支拂その他の事務については、政府が個々の当せん者である債権者に対して、直接当せん券を授けた上、別々に小切手を振り出すことは、事務の不円滑を来すので、この種の事務の取扱に經驗を重ねている日本勸業銀行に委託してこれを行わせることが適當と思われるのである。これに伴い当せん金の支拂に必要な資金を同行に交付するとともに、委託事務の取扱に要する費用についても概算拂をすることができるようになる必要があるものと認め、本案が提出された次第である。

二、議案の可決理由

政府が発行する福引券に関する当せん金の支拂その他の事務について、その円滑化を図るため、これを日本勸業銀行に取り扱わせる必要がある。以上の理由によりこれを可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和二十三年四月二十八日

昭和二十三年七月十七日印刷

財政及び
金融委員長 早稻田柳右エ門
衆議院議長 松岡駒吉殿

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入る金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度暫定予算における歳入歳出は、別途提案された昭和二十三年度特別会計暫定予算補正（特第一号）に計上してある如く、五月分の歳出としては、人件費及び事務費、預金利子、他会計への繰入金、給與特別措置費等合計一億二千九百九十一万七千円を要するのであるが、この会計の固有の歳入は、預金部資金の運用による利子、有價証券の償還による益金等七百五十二万二千円であつて、差引一億二千二百三十九万五千円の歳入不足を生じているのである。

この歳入不足については、本会計の性質、健全財政等の見地から、これを一般会計から繰り入れることとするのを適當と考えるのである。

このためには、大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入る繰入金に関する法律に規定してある繰入金の限度額、即ち一億三千二百一十一万四千円を、一般会計からの繰入額一億二千二百三十九万五千円だけ引き上げる必要がある、本案が提出された次第である。

二、本案可決の理由

昭和二十三年七月十九日発行

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における収支の状況に鑑み、同会計に対する一般会計からの繰入金の限度額を引き上げる必要があるものと認めこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年四月二十八日

財政及び
金融委員長 早稻田柳右エ門
衆議院議長 松岡駒吉殿